

乳幼児等医療費受給者のみなさまへ

変更届が必要となる場合があります

お子様の健康保険証に変更があったとき（記号番号などが変わり、新しい健康保険証が交付されたとき）、扶養者が変わったときなどは、変更届が必要です。

変更届の際に必要な物

○お子様の健康保険証に変更があったとき （記号番号等が変わり、新しい健康保険証が交付されたとき）	お子様の健康保険証・受給者証・印鑑 ※被保険者（扶養者）が変わった場合は所得課税証明書も必要となる場合があります。
○扶養者が変わったとき	受給者証・印鑑
○お子様や受給者の氏名が変わったとき	受給者証・印鑑
○お子様の住所が変わったとき	受給者証・印鑑

お問い合わせは、市健康増進課 乳幼児等医療担当（市役所1階④番窓口 ☎32・2113）まで。

重度心身障害者等医療費受給者のみなさまへ

変更届が必要となる場合があります

健康保険証に変更があったとき（記号番号などが変わり、新しい健康保険証が交付されたとき）、新しい手帳が交付されたとき、扶養義務者に変更があったときなどは、変更届が必要です。

変更届の際に必要な物

○加入している健康保険証に変更があったとき	健康保険証・受給者証・印鑑
○新しく手帳が交付されたとき （障がいの程度や等級が変わっていない場合も）	身体障害者手帳・療育手帳・受給者証・印鑑
○扶養義務者に変更があったとき	身体障害者手帳・療育手帳・健康保険証・受給者証・印鑑
○住所や氏名が変わったとき	受給者証・印鑑

お問い合わせは、市健康増進課 重度医療担当（市役所1階④番窓口 ☎32・2113）まで。

肝臓機能障害による身体障害者手帳が交付されます

平成22年4月から、身体障害者福祉法施行規則等の改正に伴い、肝臓機能障害が重症化し、治療の改善が見込めない方について、新たに身体障害者手帳が交付されることになりました。

【対象者】 認定基準（左記参照）に該当する肝臓機能障害のある方
または、肝臓移植を受けた方

【手続きに必要なもの】 申請書、診断書、写真（たて4cm×横3cm）

【申請の受付時期】 受付は開始しております。

【認定基準】 主として肝臓機能障害の重症度分類基準によって判定されます。

※概ね、肝性脳症、腹水、血清アルブミン値、プロトロンビン時間、血清総ビリルビン値によって肝臓機能障害の重症度を評価します。

手続き方法や、指定医のいる医療機関など詳しくは、市介護福祉障害福祉係（市役所1階⑨番窓口 ☎32・2279）まで。

重度心身障害者医療費助成受給者に医療保険料の増額分を助成します

65歳以上75歳未満の重度心身障害者医療費助成受給者の方で、障害認定を受け、長寿医療（後期高齢者医療）制度に加入したことにより、同受給者の世帯の平成21年度の医療保険料（介護保険料を除く）が、平成19年度と比べ増額した場合に、その保険料の増額分の一部を助成（上限5万円）します。

保険料が増額となる可能性がある方に対して、申請書などを送付しております。必要事項を記入、押印および必要書類を添付のうえ、3月12日（金）までに申請してください。なお、審査の結果、助成対象とならない場合がありますので、ご了承ください。
※この助成については、今年度までとなっております。

お問い合わせは、市健康増進課老人保健係（市役所1階④番窓口 ☎32・2113）まで。